コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Ferrotec Corporation
最終更新日：2015年8月31日
株式会社フェローテック
代表取締役社長 山村 章
問合せ先：03-3281-8808
証券コード：6890
http://www.ferrotec.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値を高め、株主、顧客、取引先、地域社会などステークホルダーに信頼され支持される企業となるべく、経営の健全性を重視し、併せて、経営環境の急激な変化にも迅速かつ的確に対応できる経営体制を確立することが重要であると考えております。

平成27年6月25日現在の取締役9名の内、社外取締役2名を選任しており、また、経営環境の変化に迅速に対応できるよう取締役の任期は1年としております。月一回の定例取締役会開催に加え、重要案件が生じたときは、機動的にその都度、臨時取締役会を開催しております。

業務執行につきましては、平成27年6月25日現在、執行役員11名[内、男性10名、女性1名 / 内、取締役6名（内、男性6名）]をそれぞれ担当職務・部門責任者として配置し、業務執行上の役割分担を明確にしております。
当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は、平成27年6月25日現在、監査役4名（内、常勤監査役1名）全員が社外監査役で構成され、企業統治の強化を図っております。

当社は、後藤法律事務所とは法務顧問契約に基づき、業務上必要に応じて法務に関わる助言を受けております。
また、会計監査人である新日 本有限責任監査法人とは、監査契約に基づき会計監査を受けており、東京証券取引所JASDAQスタンダードに上場する企業として、開示規定に定める事象が おきた場合は、遅滞なく情報の開示に努めております。当社の適時開示に係る社内体制の概要については、「会社情報の適時開示に係る社内体制の状況につい て」を東京証券取引所に提出しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

該当事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新　10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	936,800	3.03
野村信託銀行株式会社（信託口）	904,700	2.92
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	833,289	2.69
山村章	818,500	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	768,400	2.48
THE BANK OF NEW YORK 133522	567,966	1.83
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	480,800	1.55
JP MORGAN CHASE BANK 385166	455,800	1.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	420,000	1.35
三井造船株式会社	410,000	1.32

支配株主（親会社を除く）の有無　――

親会社の有無　なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
片山茂雄	公認会計士											○
中村久三	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片山茂雄	○	公認会計士	公認会計士として会社財務・会計に精通しており、また、他の事業法人での社外取締役として経験を有しております。業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場にあり、社外取締役をお願いしております。また、当社の定める基準に則り、独立役員として指定しております。
中村久三	○	他の公開会社の元役員	他の事業法人での豊富な経験・実績・見識を有しており、また業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場にあり、社外取締役をお願いしております。また、当社の定める基準に則り、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

取締役は企業活動を通じて企業価値を継続的に向上させることがその使命であることを鑑み、取締役の報酬額の総額を株主総会で決議しております。
提出会社の取締役の個々の月額報酬については、代表取締役と代表取締役が指名する3名以内の取締役を委員とする委員会において、常勤・非常勤の区分、会社への貢献度などを勘案の上決定し、取締役会へ報告しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社では、社長直属の組織として経営管理室及び内部監査室を設けており、当社及びグループ各社の業務監査を行なっており、法令及び内部規程を厳守させる機能を有しております。
監 査役会は、原則年8回以上開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議し、又は決議しております。必要に応じて監査役間の情報の共有や意見 交換等の場を設け、監査意見の形成に資するとともに監査の実効性を高めております。また、監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するた め、取締役会、執行役員会、経営戦略会議等への出席、各事業所・子会社への往査等実施のほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告、説 明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、また、必要に応じて社外取締役と協議するなど取締役の職務執行における監督の強化を図っております。更に、独立監査 人から四半期毎に監査報告を受けるほか適宜協議を行うなど監査の強化に努めております。なお、これら監査役の監査を補助すべく、使用人1名を置いておりま す。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
樋口隆昌	他の会社の出身者													○
宮田賢一	他の会社の出身者													○
福森久美	公認会計士													○
井上朗	弁護士													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口隆昌	○	常勤監査役	公益法人における業務執行者として、実績・経験・見識を有しており、社外監査役としてお願いしております。また、当社の定める基準に則り、独立役員として指定しております。
宮田賢一	○	——	他の事業法人における豊富な実績・経験・見識を有しており、業務執行を監査する社外監査役をお願いしております。当社の定める基準に則り、独立役員として指定しております。
福森久美	○	公認会計士	公認会計士として会社財務・会計に精通しており、また、他の事業法人での取締役及び監査役としての経験を有しており、社外監査役をお願いしております。また、当社の定める基準に則り、独立役員として指定しております。
井上朗	○	国際弁護士事務所の弁護士	国内外の法務の高度な知見を有しており、社外監査役をお願いしております。また、当社の定める基準に則り、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6名

その他独立役員に関する事項

当社は、一般株主保護のため当社の独立役員選任基準を定め、平成27年6月25日開催の第35期定時株主総会後の社外役員について同基準に則り、独立役員として指定しております。

＜当社独立役員選任基準の概要＞

(1) 株式会社フェローテック社外取締役又は社外監査役であること。
(2) フェローテックグループと重大な利害関係がない者であること。
(3) 以下の(a)から(e)に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、フェローテックグループと重大な利害関係のない独立役員であるとみなす。
(a) フェローテックグループの内部従事者・内部出身者
(b) フェローテックグループに対する専門的サービス提供者
(c) フェローテックグループの主要顧客、主要取引先(仕入先、借入先等)、または、発行済株式10%以上を保有する株主としての関係を有する者
(d) フェローテックグループと「取締役の相互兼任」の関係を有する者
(e) フェローテックグループの業務執行者とその他の利害関係を有する者
上記(a)から(e)に掲げる者に関する内部詳細基準
(a)「フェローテックグループの内部従事者・内部出身者」に該当する場合
1 本人が、会社法上の社外取締役(会社法第2条1項15号)又は社外監査役としての要件(会社法第2条1項16号)を満たさない場合。
2 本人が、「対等な合弁会社」の「経営幹部」(＊1)を含む)である場合又は過去3年以内にそうであった場合。
3 本人の「家族」(＊2)が、現在、フェローテックグループの「経営幹部」である場合。
(b)「フェローテックグループに対する現在の専門的サービス提供者」に該当する場合
1 本人又はその「家族」が、フェローテックグループに会計監査業務を提供し、若しくは就任時点から遡り3年以内に提供していた場合、又は、フェローテックグループに会計監査業務を提供していた監査法人に現在所属し、若しくは就任時点から遡り3年以内に所属していた場合。
2 本人又はその「家族」が、就任時点から遡り3年以内にフェローテックグループに会計監査業務以外の次の業務を提供し、且つ、700万円(もしくはこれに相当する外貨)以上の報酬を受けていた場合。
(i) 弁護士、(ii) 税理士、(iii) 弁理士、(iv)司法書士、(v) 経営・財務・技術・マーケティングに関するコンサルタント
(c)「主要顧客、主要取引先(仕入先、借入先)、または、発行済株式10%以上を保有する株主としての関係を有する者」に該当する場合
本人が、フェローテックグループの現在の「主要な顧客・取引先・大株主」(＊3、4)である国内外の会社その他営利団体の取締役(これに準ずる「経営幹部に独立役員就任時点に従事している、または、就任時点から遡り10年以内に従事していた場合。
(d) フェローテックグループの大口債権者との利害関係を有する者
1 フェローテックグループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者(以下「大口債権者等」という。)又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人 その他の使用人
2 最近 3 年以内に、フェローテックグループの現在の大口債権者等又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であった者
(e)「フェローテックグループと『取締役の相互兼任』に該当する場合
1 社外取締役又は社外監査役本人が取締役に就任している国内外の会社又は取締役に相当する役員に就任している営利団体において、フェローテックグループの取締役もしくは監査役が、その取締役もしくは監査役又はこれらに相当する役員に就任している関係にある場合。
(f)「フェローテックグループとその他の利害関係を有する者」に該当する場合
1 本人が、現在、フェローテックグループから100万円以上の寄附・融資・債務保証を受けている場合。
2 本人の「家族」が、現在、フェローテックグループから100万円以上の寄附・融資・債務保証を受けている場合。
3 本人又は「家族」が、現在、フェローテックグループのいずれかから100万円以上の寄附・融資・債務保証を受けている国内外の会社その他の営利団体の取締役(これに準ずる「役員・上級幹部」を含む)に就任している、若しくは就任していた場合。
上記における用語の定義は以下のとおり。
＊ 1:「経営幹部」とは、取締役、監査役、執行役、部長を超えるその他の重要な使用人、及び相談役・顧問
＊ 2:「家族」とは、配偶者、子供及び同居している2親等以内の血族・姻族
＊ 3:「主要な顧客・取引先」とは、過去3期内において売買を含む全ての年間取引総額が、単体売上高の5%を超えるもの。
＊ 4:「大株主」とは、就任時点で当社議決権行使総数の10%以上の株式を保有すると判明しているもの。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

常勤取締役の業務執行に係る意識高揚と更なる活性化、また、外部からの優秀な人材の確保を目的としております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

第1回新株予約権
中長期的な当社の企業価値の増大を 目指すに当たって、より一層の意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントを更に高めることを目的として、平成26年11月28日に当社取締役 (社外取締役を含む)及び監査役(社外監査役含む)を対象として第1回新株予約権1,900個(1個につき当社普通株式100株)を有償にて発行しており ます。
＜概要＞
新株予約権1個当たりの払込金額: 1,890円
新株予約権行使時の1株当たりの払込金額: 626円
新株予約権行使期間: 平成29年7月1日から平成31年6月30日まで
新 株予約権行使の条件:平成28年3月期及び平成29年3月期の各事業年度にかかる当社の有価証券報告書記載される連結損益計算書において、平成28年3月 期の営業利益24億円以上かつ平成29年3月期の営業利益が28億円以上の場合にのみ、行使可能。但し、新株予約権行使期間の最終日まで東京証券取引所に おける連続する5取引日において当社普通株式終値の平均値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格(1円未満端数切上げ)を下回った場合は、行使できない ものとする。

第2回新株予約権
当社の業績と株式価値の連動性を一層強固なものとし、当社従業員が株価上昇のみならず株価下落のリスクを株主の皆様と共 有することを通じ、より一層の意欲及び士気を向上させるとともに、当社の結束力を更に強固なものとすることで、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大に資することを目的として、平成26年11月28日に当社従業員を対象として第2回新株予約権1,090個(1個につき当社普通株式100株)を無償にて発行しております。
＜概要＞
新株予約権行使時の1株当たりの払込金額: 612円
新株予約権行使期間: 平成28年11月28日から平成31年11月27日まで

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬の開示方法は、取締役(社外取締役)、監査役(社外監査役)それぞれの区分で総額を表示しております。また、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社グループでは、高い収益を実現する経営能力に対するインセンティブとして、各子会社のROEや営業利益を勘案の上、当社の報酬委員会において協議の上決定し、取締役会へ報告しております。
取締役は企業活動を通じて企業価値を継続的に向上させることがその使命であることを鑑み、取締役の報酬額の総額を株主総会で決議しております。
提出会社の取締役の個々の月額報酬については、代表取締役と代表取締役が指名する3名以内の取締役を委員とする委員会において、常勤・非常勤の区分、会社への貢献度などを勘案の上決定し、取締役会へ報告しております。
監査役の報酬については、報酬額の総額を、株主総会で決議しております。個々の報酬額は、常勤・非常勤の区別で、監査役会の協議により決定しております。
また、利益連動給与制度を導入しており、その算定方法は以下のとおりです。
なお、監査役会より利益連動給与の算定方法は適正である旨の報告を受けております。
支給条件　利益連動給与は、当社個別業績（非連結）の経常利益より、配当金総額を法定実効税率を基礎として割り返した額を控除し、得た金額の20%とする。但し、上限金額は80百万円とする。
取締役への配分は、業務を執行する取締役に対し、代表取締役62．5%、取締役37．5%を株主総会終結後の就任時の取締役に分配する。但し、Aが80百万円を下回った場合、上述の分配比率により、分配額を決めるものとする。
但し、当期純利益が配当支払額を下回る場合は、支給されないものとする。
また、事業年度途中に退任した取締役へも、全額支給されるものとする。
算定式の説明
A 連動給与
B 連動給与算入前経常利益
C 配当金
C1：C÷（1－法定実効税率35．64%）（配当金を法定実効税率を基礎とし割り戻した額）
　算定式：　A　＝（　B－C1　）÷6の計算式で求められ、Aは80百万円以内とする。
（上記の算定式は　A　＝（　B－A－C1　）×20%を展開・整理したものです）

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会以外の重要会議等の開催案内や議事録の送信を行い、常に情報発信を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

役員報酬は、株主総会で総額を決定し、各取締役の報酬は、代表取締役及び社外取締役等で構成される報酬委員会の協議に一任しております。監査役報酬は、監査役会に一任しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が採用する監査役会設置会社においては、経営環境や内部の状況に深い知見を有する取締役、豊富な経験・実績・見識を有する社外取締役、独立性が高く事業法人として幅広い知見を有する常勤社外監査役及び法務・会計等の専門的な知見を有する社外監査役の相互作用により、経営意思決定プロセスの透明性・遵法性が確保されるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送毎年、3週間前を目標に実施しており、また、当社W EBサービスを利用し通知を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、集中日の数日前を目標に開催を行っております。
その他	毎年、株主総会後に会社説明会及び株主懇親会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆さまに適時・的確かつ公平な情報を提供するため、東京証券取引所JASDAQ市場の定める適時開示に関する規則に準拠した情報、その他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な情報についても、積極的に開示していきます。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回開催し、ホームページ上で開示をしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンスやスモールミーティングなどに参加しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算説明用映像のほか、社長インタビュー映像、ニュースリリース、決算短信を四半期毎に掲載、株主通信を年2回、決算説明会資料などの配信を行っております。英文資料も配信しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室に専属スタッフを設置しており、四半期毎に機関投資家を訪問しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のホームページに企業理念及び行動規範を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針をホームページ上に掲げております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページを利用し株主、社員、顧客、取引先などへ経営実績や製品情報の開示を行い、また、ＩＲ活動支援企業数社を利用し海外投資家へも情報発信しております。
その他	地球環境に配慮した活動を積極的に推進することを経営上の重要課題の一つとしており、最新の環境規制要求への適応を順次進めます。また、新エネルギー産業で活用できる素材・製品などを開発し、地球環境問題の解決に貢献することを掲げます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、全業務に係る「職務 権限規程」「業務分掌規程」「内部情報管理規程」「内部通報規程」「個人情報保護基本規程」「反社会的勢力への対応方針」「災害時事業継続管理規程」等各 種規程を制定し、各組織の業務の役割及び責任を明確にし、業務執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制に基づき内部牽制を実 施し、リスク管理体制の整備を行っております。

＜内部統制システム構築基本方針＞
(1) 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
1 当社の企業理念と行動規範に基づき、コンプライアンス体制に係る規定を制定し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
2 その徹底を図るため、経営管理組織の協力を得てコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、経営管理組織を中心に役職員教育等を行う。
3 内部監査室は、経営管理組織と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は必要に応じ取締役会及び監査役に報告される。
4 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
1 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。
2 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1 コンプライアンス、市場、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの主管部署にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
2 リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理組織が行う。また、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1 取締役会は、当社及びグループ会社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限を含めた効率的な達成の方法を定める。
2 経営に関する重要事項は、取締役及び執行役員を含む経営戦略会議で審議された後、取締役会に付議され決定する。
3 全社的な目標は、取締役会が月次及び四半期毎に進捗状況をレビューし、改善を促すことで、全社的な業務の効率化を実現する。

(5) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
1 取締役会は、関係会社管理規程に基づきグループ会社に対し、重要事項についての報告及び決裁を求めるとともに、グループ会社に関して責任を負う役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。
2 取締役および経営管理組織並びに内部監査室は、これらを横断的に管理・監督する。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役と協議して配置される。
2 監査役の職務を補助すべき使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、人事考課は監査役の同意を得る。

(7) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
1 当社及びグループ会社の取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスのホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を構築する。
2 報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。
3 当社は、前号に定める方法に従い、監査役への報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
2 監査役がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門の審議のうえ、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
1 財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の評価かつ内部統制報告書の適切な提出に向け内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える、反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求に対しては、所轄警察署と連携し断固としてこれを拒否する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、現在の内部統制システムを基本方針に基づき、J-SOXに対応した社内及びグループにおける財務報告に係る内部統制の整備、運用状況を評価し、内部統制の有効性を確保しました。今後も内部統制の整備、運用状況の評価を行って参ります。

